独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況（物品・役務等）

様式7－4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果（見直す場合はその内容）	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
平成２８年度放射能試料測定作業（単価契約）	根本　伸一郎 契約部長　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年4月1日	（公財）放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４	4050005010671	競争に付しても入札者がないとき、再度の入札をしても落札者がないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】	—	10,385,280	—		公財	国認定	1	単価契約	参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等によりて的確に審査している。	有
「原子力技術セミナー」に関する研修運営作業	中西　弘樹　敦賀事業本部業務管理部長　福井県敦賀市木崎65号20番地	平成28年4月1日	（公財）若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷６４－５２－１	3210005006423	競争に付しても入札者がないとき、再度の入札をしても落札者がないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】	—	22,032,000	—		公財	国認定	2		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等によりて的確に審査している。	有

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会及び関連WG開催作業	宮川 修治 福島研究開発部門福島事業管理部長 福島県いわき市平字大町7-1 平セントラルビル8F	平成28年7月12日	（公財）原子力安全技術センター 東京都文京区白山5丁目1 番3-101号	6010005018634	競争に付しても入札者がないとき、再度の入札をしても落札者がないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】	—	21,600,000	—		公財	国認定	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等によりて的確に審査している。	無
研究施設等廃棄物の共通的な放射能評価方法構築のための検討	根本 伸一郎 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年9月14日	（公財）原子力バックエンド推進センター 東京都港区虎ノ門1-7-6 升本ビル3階	9010405002771	競争に付しても入札者がないとき、再度の入札をしても落札者がないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第12号】	—	24,516,000	—		公財	国認定	1		参入条件は必要最低限の内容となっており、入札公告開始日から開札日までの期間についても十分確保している。また、仕様書の記載内容についても新規参入者が業務内容及び業務量を十分に理解し適正な入札価格を算出するための必要な情報を記載している。更に事業遂行履行能力については、技術審査等によりて的確に審査している。	無
放射線作業者の被ばく線量登録管理に関する業務契約（炉規法）	根本 伸一郎 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年4月1日	（公財）放射線影響協会 東京都千代田区鍛冶町１－９－１６	5010005018734	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	—	20,180,000	—		公財	国認定	1		法令の規定により契約相手が定められているため、見直しすることはできない。	有

硝酸塩含有廃棄物の地層処分における安全性に関する研究（Ⅳ） 一式	大森和之 研究連携成果展開部 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年6月15日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋五丁目18番7号 国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号	1010405009411	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	－	21,344,650	－	－	公財	国認定	2		本研究は、硝酸塩を多量に含む放射性廃棄物の地層処分における安全性の評価を実施するものである。 本研究の実施にあたっては、諸外国における地層処分の安全確保に関わる知識はもとより、硝酸塩を含有する放射性廃棄物の特性評価手法及び技術を有することが必要不可欠である。特に、硝酸塩と共存するアスファルトなどの有機物との発熱反応の評価技術及びこれらの化学物質の熱力学的性質を評価する手法・設備が必要となる。 当該法人は本件実施に必要な技術等を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約 一式	大森和之 研究連携成果展開部 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年7月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	－	24,644,659	－	－	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価、スクレーパープレートを用いて採取された土壌試料について、ガンマ線放出核種の測定を行い、放射性セシウムの分析を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約　一式	大森和之　研究連携成果展開部　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年7月1日	公益財団法人原子力安全技術センター 東京都文京区白山五丁目1番3-101号	6010005018634	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	−	13,048,486	−	−	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約　一式	大森和之　研究連携成果展開部　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年7月1日	公益財団法人放射線計測協会 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4	4050005010671	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	−	6,537,918	−	−	公財	国認定	1		本調査は、福島第一原子力発電所周辺の放射性セシウム等の沈着量の定量及び放射性核種による空間線量率の評価を実施するものである。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有
東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約事業　一式	大森和之　研究連携成果展開部　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年7月1日	公益財団法人環境科学技術研究所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前1番7	1420005006718	国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの【契約事務規程第32条第3項】	−	7,184,584	−	−	公財	国認定	1		本調査は、福島県及びその周辺おいて、スクレーパープレートを用い、深さ方向に9層程度の土壌試料を採取し、放射線セシウムの測定・分析を実施する。 本調査は、原子力規制庁が実施する事業の一環として行われているものであり、原子力規制庁からの受託契約において、当該法人が再委託先として定められているものである。	有

搬送・定置設備の設計フローの構築及び概念設計　一式	大森和之　研究連携成果展開部　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	平成28年8月23日	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 東京都中央区月島一丁目15番7号	6010005014757	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第2号】	－	10,791,115	－	－	公財	国認定	1		本概念設計は、使用済燃料を対象とした人エバリア（廃棄体及び緩衝材）の搬送・定置設備の概念設計について、これまでの成果及び人エバリア設計や処分施設設計等の関連技術の成果を基に、人エバリアや地下坑道等他の処分施設設計、また、核セキュリティ・保障措置を考慮した技術やシステムとのインターフェースとなる設計項目及び設計フローを明確にし、これら他施設の設計と整合する仕様の搬送・定置設備及び地上施設の概念を例示するものである。 本概念設計の実施にあたっては、概念検討の対象とする人エバリアの搬送・定置は重量物であるほか、坑道の構造・形状、廃棄体からの放射線影響などの条件や制約についても考慮が必要であり、これらの条件や制約を適切に考慮して人エバリアの搬送・定置設備を設計するための技術及び実績を有していることが不可欠である。 当該機関は本件実施に必要な技術等を有する唯一の法人であることから、契約方式は公募が適当であると判断する。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。